

平成25年度 第1回放課後子どもプラン検討協議会議事録

- 1 日 時 平成25年10月16日（水） 午後6時30分～8時27分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階 第6会議室
- 3 出席者 府中市放課後子どもプラン検討協議会委員（近藤克浩、渡辺たき子、佐藤政利、北島章雄、佐藤明、川村英史（代理 秋山亮）、金子崇裕、玉木英夫、高野恵治、田代恵一、澁谷智、英太郎）13名
事務局（子ども家庭部 桜田部長、田中次長、児童青少年課 桑田課長補佐、放課後児童係 阿部係長、菊池事務職員）5名
計18名
傍聴者 1名

4 内容

(1) あいさつ

（子ども家庭部 桜田部長）

こんばんは。子ども家庭部長の桜田でございます。

本日は、台風等のご対応で大変お忙しいなか、放課後子どもプラン検討協議会にご参加いただきましてまことにありがとうございます。また、平素から、放課後子ども教室及び学童クラブをはじめとする府中市の子ども達の健全育成にご協力・ご尽力いただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、来年4月から消費税が8%になることが決定しまして、様々な準備の話題で持ち切りですが、それに併せて、子どもを巡る制度に関して財源確保ができるということで、平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度がスタートすることが決まりました。新制度のなかでは、この放課後子どもプランにも関係している学童クラブに関して、各市町村で運営基準を条例にしていけることのほか、対象学年を現在の1年生から3年生までというところを、1年生から6年生までの全学年とするという制度改革がされることになっており、学童クラブの人数が何割か増加することが予想されています。それにより、学童クラブの施設が溢れてしまうことが懸念されているところでございまして、府中市では学童クラブはこれまで要件に当てはまる子ども達を全員受け入れてきていますが、今後も全員受け入れていくため、何かしらの方策を探し、放課後子ども教室との関係を整理して、一定の解決を図ることはできないかと考えております。なかなか解決の難しい問題ではありますが、皆さんのお知恵をお借りしながら、放課後子どもプランのなかで解決の方向性を見出したいと考えておりますので、よろしくご協

議のほどお願いいたします。甚だ簡単ではありますが、放課後子どもプラン検討協議会の開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

またもう1点ですが、本日お配りしました「放課後子どもプランの取り組み事例」の資料につきましては、現在、厚生労働省で学童クラブの運営基準を検討しているところですが、その検討協議のなかで、放課後子どもプランの内容として出された資料でございます。資料上部が府中市の実例として取り上げていただいたものでございます。皆様の様々な知恵をお借りして、放課後子どもプランについて府中市がこれまで取り組んできたということが、国においても一定の評価をされたということだと思っております。本当に皆様のお陰だと思っております、本当にありがとうございます。それでは、本日よろしくお願い申し上げます。

(2) 委員自己紹介・事務局紹介及び依頼状配付（机上）

(3) 役員の選出について
（事務局）

資料の5をご覧ください。放課後子どもプラン検討協議会設置要綱に基づきまして、協議会の目的と併せて、役員について説明いたします。

まず、第2条の所掌事項でございますが、本協議会は、府中市放課後子どもプランの策定並びに同プランに基づいて実施する放課後子ども教室事業及び放課後児童健全育成事業の推進について検討し、協議していただくことを目的としております。

第3条の組織でございますが、第1項の（1）から（9）に該当する方と、第2項の市職員とで構成することになっております。

第4条の委員の任期でございますが、1年となっております。

第5条の協議会に会長、副会長を置くとなっており、委員の互選により選出となっております。それでは、委員の互選により選出をお願いします。

ア 委員の互選により、次のとおり役員が決定

会 長	川村 英史	委員
副会長	田代 恵一	委員

イ 会長、副会長あいさつ

ウ 会議の公開及び傍聴について

事務局より説明し、これより会長が議事進行を行い、会議を公開すること
で了承し、傍聴者入場

(子ども家庭部 桜田部長及び田中次長 退席)

(4) 放課後子どもプラン事業の概要等について

(事務局)

資料2「放課後子どもプラン推進のための連携方策」をご覧ください。

放課後子どもプランは、文部科学省と厚生労働省が連携し、平成19年度から実施している総合的な放課後対策事業の総称です。なお、こちらに記載してあります「放課後児童クラブ」は府中市では「学童クラブ」となっております。

資料上部の市町村での連携の部分をご覧くださいますと、「放課後子どもプラン」の実施にあたり、市は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTA、地域住民等で構成される運営委員会を設置して、十分な意見聴取及び協力体制を図り、効果的な事業運営を検討することとされておりますので、この度、皆さまにお集まりいただいたところでございます。

放課後子ども教室と放課後児童クラブを実施していくなかで、地域住民の協力を頂きながら、子どもたちに学びの場、体験の場、交流の場、遊びの場、生活の場といった安全で健やかな居場所を提供するものでございます。

続きまして、資料11「本市における主な放課後対策事業」をご覧ください。放課後子ども教室及び学童クラブの事業内容や違いにつきまして、説明いたします。

所管は、放課後子ども教室は文部科学省、学童クラブは厚生労働省です。

放課後子ども教室は、小学校に通うすべての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、安全安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、様々な活動を行う場を提供することを目的としています。学童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業です。児童の健全育成のほか、保護者の就労支援という側面も担っており、入会要件を満たす方のみ入会することができます。

実施場所はそれぞれ、市内小学校及び市内小学校に隣接する施設22箇所で開催しております。対象は、放課後子ども教室は小学1～6年生、学童クラブは原則小学1～3年生を対象としております。

実施時間は、平日は放課後子ども教室は夕方に鳴る「愛の鐘」と同じ時間まで、土曜日及び夏休みは不定期開催となっており、学童クラブは平日は午後6時まで、土曜日及び学校休業日は記載のとおりとなっております。

利用料金は、放課後子ども教室は、年間の保険料 800 円、学童クラブは育成料及び間食費合わせて月額 6,800 円です。

より詳細の内容といたしましては、参考資料として「府中市放課後子ども教室 けやきッズ登録のご案内」と「学童クラブ入会申込要項」をお配りしましたので、後ほどご覧ください。

続きまして、資料 3 をご覧ください。こちらは、平成 25 年度の放課後子ども教室と学童クラブの登録及び入会状況となっております。それぞれ一番下の欄をご覧くださいますと、放課後子ども教室は、平成 25 年 8 月末現在で登録児童数が 4,216 人で登録率が 32.0%、昨年度に比べますと 35 人の減少、また、学童クラブは 9 月 1 日現在で入会者数 1,717 人で昨年度に比べますと 121 人の増加となっております。

続きまして、資料 12「放課後子どもプランにおける検討すべき課題」をご覧ください。

こちらの資料は、今年度、放課後子どもプラン検討協議会委員の皆様にご協議いただきたい内容を記載させていただきました。

まず、府中市における放課後子どもプランにおける課題として、大きく 2 つございます。1 つ目として、学童クラブと放課後子ども教室は、同じ小学校の敷地内で同じ小学校の児童を対象としており、事業の効率化の観点から両事業の再構築が求められていること、2 つ目としては、後ほど説明させていただきます子ども・子育て支援新システムに関連するところですが、子ども・子育て支援新システムの導入に伴い、学童クラブについては 6 年生まで受け入れることとなるため、現在の学童クラブの体制では受け入れることが難しいこと、以上の 2 点が明確な課題として出てきております。

こちらの課題をもとに、放課後子ども教室と学童クラブの今後のあり方について、今年度におきましては、皆様の意見を頂ければと考えております。

なお、本日の会議におきましては、第 1 回目となりますので、この後の議題にもございますが、まずは放課後子ども教室の現状や課題などについて、説明をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(副会長)

資料 12「放課後子どもプランにおける検討すべき課題」の課題②「子ども・子育て支援新システムの導入に伴い、学童クラブで 6 年生まで受け入れることが現在の体制では難しい」という根拠はありますか。実際 6 年生まで受け入れることとなったとしても、習い事などに通う児童が多いなか、6 年生まで通う方がどれだけいるのかという資料をお持ちなのかということと、資料 3「平成 25 年度 放課後対策事業の入会及び登録状況」のなかで、放課後子ども教室の

登録人数が記載されていますが、この中で実際に来ている人数を把握しているかをお伺いしたいと思います。

(事務局)

まず、新システムが導入されると6年生までの受け入れが難しいという根拠でございますが、現在は受け入れは難しいであろうという段階でございます。現在、子ども・子育て新システムの対応で、ニーズ調査をしているところでありまして、調査において、6年生まで希望する方が多い場合は、受け入れは難しいということになります。

また、放課後子ども教室に実際どれくらい参加しているかについてですが、資料8「放課後子ども教室実施状況」として、1日平均参加者数の表を配布しております。資料3の登録状況が平成25年度でしたので、平成25年度について見ていきますと、学校によりばらつきはございますが、全校平均で1日あたり30.1人となっております。

(副会長)

全校で1日あたり600名前後が参加していることですね。

⑤ 子ども・子育て支援新システムについて

(事務局)

資料4をご覧ください。

昨年、子ども・子育て支援に関する大きな制度改革がございまして、この新制度では、放課後児童クラブ、本市においては「学童クラブ」としてありますが、こちらにつきましても地域子ども・子育て支援事業として位置づけられております。

まず、1の「新制度創設の背景」ですが、現在の日本の子育て環境の現状と課題として、急速な少子化の進行や、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなどがあげられます。これに対応する方策として、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的な拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などが必要だと考えられております。この中に、放課後児童クラブの不足「小一の壁」とありますが、これは、他市におきまして学童クラブが充実していないことを示しております。

次に2の「子ども・子育て関連3法の成立」についてでございますが、1でご説明いたしました課題に国全体で対応していくため、平成24年8月に、新たな子ども・子育て支援施策について定めた、子ども・子育て関連3法が成立

し、公布されました。このため、各自治体においても順次対応が求められているところでございます。

次に、2 頁に移りまして、3 の「子ども・子育て関連 3 法の趣旨と主なポイント」についてでございますが、主なポイントは記載のとおり 7 点でございますが、3 点目「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」に、放課後児童クラブが位置づけられております。

2 頁から 3 頁に、新制度の全体像や事業の概要を図で記載しておりますのでご参照ください。

概要をご説明しますと、「子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像」につきましては、新たに創設される施設型給付、地域型保育給付、及び現行の児童手当の 3 本からなる給付事業、および、利用者支援、一時預かり、延長保育、放課後児童クラブなどの様々な事業からなる地域子ども・子育て支援事業を、子ども・子育て支援法に基づき実施することとなっております。

3 頁の「子ども・子育て支援のイメージ」でございますが、子育て家庭を、記載のとおりおおむね 4 つの区分に分けて、その需要を調査・把握し、市が子ども・子育て支援事業計画を策定して、これらの需要に対応する計画的な整備を行うというものになります。放課後児童クラブは 2 番目「3 歳以上の子どもを持つ保育を利用する家庭」に区分されることになります。

この整備のために、施設型給付・地域型保育給付からなる「子どものための教育・保育給付」と、様々な「地域子ども・子育て支援事業」を実施していくこととなっております。放課後児童クラブにつきましては、地域子ども・子育て支援事業の重要なもののひとつとされております。

次に、4 頁の 4 「地方版子ども・子育て会議の役割」でございますが、こちらは、本市におきましては本年 7 月に設置されました、「子ども・子育て審議会」の役割や所掌事務について、法の条文を抜粋するなどして、記載したものでございます。

また、国は新制度に向けて様々な事業の基準を作ることになっておりまして、放課後児童クラブについても審議会の中で特化した専門委員会を設置し、検討されているところでございます。本年度中には施設、職員資格、時間などの国の基準が示される予定で、この基準に基づき本市においても基準を定めていくことになります。本市の状況としては、開館時間の延長や対象学年の拡大についての対応がポイントになります。さらに、この専門委員会では放課後子ども教室の連携において配慮すべき点についてどのように考えるかという論点も示されており、この視点もポイントとなると考えております。

以上、新たな子ども子育て支援制度の概要について関係部分をかいつまんで説明をさせていただきました。よろしくお願いします。

(委員)

資料12「放課後子どもプランにおける検討すべき課題」について、この放課後子どもプラン検討協議会においては、放課後子ども教室と学童クラブという部分のみの検討なのかと思っていましたが、資料4「新たな子ども・子育て支援制度の概要について」を見ると、保育園等の子どもも対象になっているので、放課後子ども教室と学童クラブだけに対応した部分のみに絞っていただいたほうが、検討しやすいと思います。もし資料4でこの部分を検討してほしいという箇所があれば教えてください。

(事務局)

子ども・子育て3法において、たしかに保育の部分が大きいところもありますが、実際に学童クラブについても、この中で地域子育て支援事業として位置付けられております。今後、学童クラブの運営基準は変わっていきますが、この放課後子どもプラン検討協議会のなかでは、放課後子ども教室と学童クラブとの連携等について検討していただきたいと考えております。資料4の中の満3歳という年齢については、国の方でニーズ調査を行ううえでの区分けとなっておりまして、放課後子ども教室や学童クラブについては、満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭を対象にニーズ調査が行われていくところです。

(委員)

新たな子ども・子育て支援新制度についてですが、大部分は保育における子育ての関係となっていますが、学童クラブもこの中の課題にも入っており、関係しているところです。これについては、国でも就学前の子ども達と同じ舞台上で検討することは難しいということで、専門部会を設けて検討されており、参考資料「放課後子どもプランの取り組み事例」が、その専門部会で使用された資料となります。国より府中市に取材があり、府中市の事例をお伝えし、国でこのような資料が出されました。府中市の場合は、同じ時間で並列して放課後子ども教室と学童クラブが実施されておりますが、横浜市の事例においては、前段が放課後子ども教室、夜になると学童クラブが行われるという時間帯によって分かれている形となっています。他にも全国には色々な形で実施されていますが、その中で、施設、職員、開館時間等の基準をどのように作っていくかが取り上げられて行くところであり、私たちも情報収集しておりますが、かなりの部分は固まっていない状況でございます。こうした中で、先ほど話にありました、6年生までの問題も考えていかなければならないという状況になっております。

(委員)

今年度中に国の方針が出てくるということですが、それと並行してこの放課後子どもプラン検討協議会を行っていくということですか。

(委員)

はい。次回の会議においても、国の方向性を資料として提示しながら、この放課後子どもプラン検討協議会にご協力いただきたいと考えております。

この会議においては、幼児等の話ではなく、放課後子ども教室と学童クラブについてご協議いただきたいと考えております。

(会長)

学童クラブと放課後子ども教室について、資料が出されていますが、今現在、府中市が取り組んでいる事業に関して、国の方針を見ながら、より良くしていくためにどのようにしていくかについて検討していくということで良いのではないのでしょうか。

(委員)

はい。また、本日もご出席いただいている放課後子ども教室実行委員の皆様にも地域として放課後子ども教室を支えていただいているのですが、先ほどの参考資料「放課後子どもプランの取組事例」の中で、我々は意図していなかったのですが、放課後子ども教室実行委員会が図の中で省略されてしまっております。申し訳ありませんが、ご了承ください。

(6) 議題

ア 平成25年度放課後子ども教室事業について

(事務局)

資料6をご覧ください。

平成25年度につきましては、前年度より主に3点変更して、事業を実施しております。

1つ目といたしまして、土曜日と夏休みの実施が基本的にはなくなり、不定期でイベントを開催することとなりました。こちらは、土曜日や夏休みの参加が平日に比べ極端に少ないため、イベントという形で、魅力のある内容で実施していくためでございます。学校実施日につきましては、前年度と同様、愛の鐘の鳴る時刻に合わせて実施しております。

2つ目といたしまして、1日あたりのスタッフの人数を変更しました。平成24年度までは、その学校の在籍児童数が500人以上の学校は1日あた

り4名のスタッフ配置、500人未満の学校は1日3名と一律で決めていましたが、実際には、スタッフを4人配置している学校で参加者が少なかったり、反対に3名配置をしている学校で参加者が多かったりしており、実情と異なる状況がございました。これを受けまして、平成25年度より、実情に合わせるため、前年度の実績に基づいて、スタッフの配置人数に変えることといたしました。具体的に申し上げますと、平日のスタッフ配置人数は各学校で基本的には3名とし、4人目を配置できる加配人数という枠を設け、前年度の参加人数が多い学校は加配人数も多く設定するなど、実績に応じて加配人数に差をつけることとしました。

3つ目といたしまして、委託団体を変更いたしました。府中第九小学校が、NPO法人野外遊び喜び総合研究所から任意団体キッズスペース東京に、新町小学校が、NPO法人トータルサポート府中からNPO法人アマフェッショナルTAMAに変更となりました。新しい団体につきましては、放課後子ども教室の事業運営について公募型プロポーザル方式で募集し、審査に合格した団体となります。以上です。

(副会長)

放課後子ども教室に関して、市にはどの程度の予算がついており、どのような運用方法で、どういう形で事業を行っているのかを教えてください。

(事務局)

予算につきましては、平成25年度は約1億1千万円を放課後子ども教室の予算としております。予算の運用方法についてですが、NPO法人等に教室の運営や見守りを委託しており、1校あたり平均約500万円の委託料となっております。これに加えて、放課後子ども教室実行委員会の委託料が1校あたり10万円と、運営に係る需用費等に運用させていただいております。

(委員)

予算についてですが、1校あたりの約500万円に加えて、実行委員会の委託料があるということでしょうか。

(事務局)

はい。より正確に申し上げますと、運営委託と実行委員会の委託等を含めて約1億1千6百万円で、運営委託料については学校によってばらつきがございます。

(委員)

国の補助金をもらって事業を行っているのでしょうか。また、国の補助金はこの予算の中に含まれておりますか。

(事務局)

国の補助金をもらっており、先ほど申しあげた予算額の中に含まれています。

(副会長)

国の補助金の割合はどのくらいでしょうか。

(事務局)

市の負担はおおよそ3分の2程度で、国からは3分の1程度の補助金をいただいております。

イ 放課後子ども教室事業の現状と課題について

(事務局)

資料7をご覧ください。

1の目的についてですが、先ほど議題の前に説明させていただきましたので、割愛いたします。

この放課後子ども教室事業は、平成19年度に小学校3校で試行的に実施し、平成20年度より市内22校の全小学校で実施しているところでございます。

事業形態につきましては、市内の青少年の健全育成に関わるNPO法人等に運営を委託し、事業を実施しております。

事業当初は、子どもの見守りを中心としていましたが、ここ数年は、見守りに加え、魅力のある放課後子ども教室を目指し、イベントの実施など内容の充実を図っています。

また、資料8をご覧ください。こちらは、平成20年度からの1日平均参加者数の推移と、平成24年度と平成25年度の1学期平日分の1日平均参加者数を記載したものです。学校によりばらつきはございますが、一番下の全体の欄をご覧くださいますと、平成19年度、平成20年度の立ち上げ当初に比べ、平成23年度までは減少していましたが、24年度以降は増加傾向にございます。なお、左の表につきましては、平日、土曜日、夏休み等の長期休業日すべての実施日を合算したものになります。

資料7に戻りまして、過去の変更点といたしまして、実施時間について、

4月から9月は午後5時まで、10月から3月は午後4時30分までとしていたところを、平成24年度より、年間を通じて防災行政無線の愛の鐘の時刻までに変更いたしました。

また、平成19年度に事業開始後、放課後子ども教室に参加している児童やその保護者、放課後子ども教室実行委員会、放課後子ども教室受託団体から多くの意見をいただいております。こちらに記載してありますのは、放課後子ども教室の制度などに関するものでございますが、放課後子ども教室は安全で安心な居場所ということで、現在の制度となっております。

1つずつ説明させていただきますと、帰宅時の保護者のお迎えについて、現在は原則お迎えをお願いしていますが、3年生等の中学年以上はお迎えは不要にしてほしい。学校休業日において、午前と午後の両方参加する場合、お昼に一旦帰宅して昼食をとってから午後参加してもらっておりますが、昼食を持参して1日通して参加したい。参加方法として、平日授業終了後に直接放課後子ども教室の実施教室に来ることとなっておりますが、再登校してから参加できるようにしてほしい。新一年生の開始時期について、現在5月のゴールデンウィーク明けから参加できることとなっておりますが、他学年と同じ4月からにしてほしい。夏休みについては定期的に長く実施してほしい。冬の終了時間について、現在は一番早いと午後4時30分までとなっておりますが、こちらを午後5時まで実施してほしい。学校の敷地内を活動場所としておりますが、学校の外に出て活動したい、というような意見を保護者等からいただいております。

また、次の3つにつきましては、懸念事項の意見としていただいております。まず、保護者会の際の参加人数が年々増え、最近では1日100名を超えるところもあり、特に雨の日の場合は1つの教室に大人数が入るという危ない状況が出てきております。また、府中市ではほとんどの学校で、学校が終わった後に校庭に遊びに来て良いことになっておりますが、放課後子ども教室に参加している児童と校庭開放で遊びに来ている児童の見分けが難しい、また、放課後子ども教室は低学年が参加する場所という認識が定着しており、高学年の参加が少なくなっている、という状況がございます。以上が、放課後子ども教室に関わる方々からいただいた主な意見となっております。

また今回、資料9として、平成25年2月に市内小学校の全児童と保護者を対象に行ったアンケート結果も配布しております。先ほど説明させていただいた課題の内容は、このアンケート結果も参考にして説明させていただきました。アンケート結果の説明につきましては、時間の都合もございますので、割愛させていただきます。

放課後子ども教室の現状と課題につきましては、以上となりますが、特に

放課後子ども教室の課題の箇所につきまして、委員の皆様から率直なご意見をいただければと思います。以上です。

(副会長)

大元の話で考えると、学童クラブと放課後子ども教室について検討しなければならないということですが、新制度に関して保育園についても考えなければならないという話や、今の説明であった放課後子ども教室の課題についても考えなければならないという話が混在し、話が多岐に渡っており、委員の皆さんも非常に分かりづらいでしょうし、私も何を検討すべきなのか分からなくなっております。

1つ大枠の定義を教えてくださいたいのですが、この会議の立ち位置、スケジュール、子ども・子育て審議会との絡みについて教えてください。この放課後子どもプラン検討協議会は、子ども・子育て審議会と全く別の会議になるのか、最終的にリンクしていくのか、平成27年4月に新制度を行うことが目的でこの会議が設置されているのか、どのようになっているのでしょうか。もしそうであれば、平成27年4月までにやらなければならないことが非常に多いように感じます。まず、放課後子ども教室と学童クラブを一緒にするかしないかを審議しなければならない、そして、一緒にした場合にどのような問題がでてくるか審議しなければならないと思います。例えば、夏休みについては、放課後子ども教室は今年はやらないことになりましたが、学童クラブはほとんど毎日やっており、親は夏休み中も仕事をしているわけで、その棲み分けをどのようにしていくのか。また現在、放課後子ども教室はNPO法人に委託して事業を行っていますが、もしNPO法人が法人格を失った場合どのような対応をするか。また、横浜市では前半に放課後子ども教室、後半に学童クラブを行っていますが、このように1つの学校で両事業を同時に実施しない可能性も考慮しなければならないのか。このように様々なことを踏まえて両事業について検討していかなければならない会議になるとすると、全体のスケジュールによっては、今何を検討しなければならないかがある程度定まってくるのではないのでしょうか。

さらに府中市では、学童クラブは基本的に小学校に隣接した施設で行っていますが、南白糸台学童クラブについては、学校から離れた場所にあると思っておりますが、このようなハード面など全部含めて何を検討していかなければならないのでしょうか。いつまでに、どのようにしていくべきか、皆さんに説明していただいた方が、焦点が絞れると思うのですが、事務局に説明していただくことはできますでしょうか。

(事務局)

まず、放課後子どもプラン検討協議会の立ち位置ですが、資料5「放課後子どもプラン検討協議会設置要綱」の中の第2条所掌事項に記載がありますとおり、皆様には、府中市放課後子どもプランの策定並びに同プランに基づいて実施する放課後子ども教室と学童クラブの推進に関する事項について協議いただきたいと考えております。

また、府中市では放課後子どもプランの中に学童クラブが入っておりますが、国の大きな流れとして、子ども・子育て支援新制度という新しい制度の中にも、放課後子どもプランの両輪の一つである学童クラブが入っております。詳しく申し上げますと、子ども・子育て支援新制度において、学童クラブの運営基準、ニーズ、施設量がどの程度であるかという計画を作ることとなっており、放課後子どもプラン検討協議会と子ども・子育て支援新制度の2つの中に学童クラブが二重に重なって入っている状況にあります。

放課後子ども教室と学童クラブが放課後子どもプランの両輪でありますので、学童クラブが子ども・子育て支援新制度の大きな流れのなかで変わっていくということであれば、放課後子ども教室もそれに基づいて制度を変えたりするなど、放課後の子どもたちがどこにも居場所がないという状況にならないための方策を皆様に考えていただきたいと思います。

子ども・子育て審議会と放課後子どもプラン検討協議会が、両方並立しながら実施されていきますが、審議会は就学前の子どもに関する分量が非常に多くなっており、学童クラブについて検討することがなかなか難しいことが予想されますので、この放課後子どもプラン検討協議会においての意見を審議会にあげていきたいと考えております。

また、新制度のスケジュールについては、平成26年1月頃に学童クラブのニーズ調査の集計完了、3月に国の学童クラブの運営基準の推奨事例が出てきます。出てきた推奨事例に従い、府中市の学童クラブの運営基準を条例でつくる予定になっております。その条例に合わせて、平成26年9月頃に、ニーズに対してどれくらいの学童クラブの施設量を確保していくかを報告し、平成27年4月から新制度が開始することとなっております。

放課後子どもプラン検討協議会においても、学童クラブにどれくらいのニーズがあつてどのくらい受け入れていくか、また、放課後子ども教室とはどのような連携をしていくかについて協議いただく予定でございます。具体的な放課後子どもプラン検討協議会の細かいスケジュールについては、まだ事務局案としては出来ておりませんので、今後示していきたいと思っております。

(委員)

この放課後子どもプラン検討協議会の任期は1年だと思いますが、翌年4月になれば一度委員をリセットするのでしょうか。もしくは継続するのでしょうか。委員の大半が変わる場合には、検討してきた事項をきちんと整理していく必要があるのではないのでしょうか。

(委員)

委員の再任は妨げないことになっております。私たちが考えておりますのは、団体によっては、役職で来ている方もいると思いますので、役職者が変わった場合には、別の方ということがあるかもしれませんが、基本的には引継ぎをお願いしたいと考えております。

(会長)

平成26年度までに、現段階で、この放課後子どもプラン検討協議会の中で調整・検討してほしいということは特にないということでしょうか。例えば、学童クラブと放課後子ども教室に関する意見について、子ども・子育て審議会に対してあげていきたい部分については、いつまでにどこまでまとめなければならないというものはあるのでしょうか。

(事務局)

放課後子どもプラン検討協議会は、子ども・子育て審議会の下部組織ではございません。子ども・子育て審議会から投げかけられたものに対して、この放課後子どもプラン検討協議会で回答するというのではなくて、資料12にあるとおり、放課後子ども教室と学童クラブの今後のあり方について検討していただいて、その検討経過を子ども・子育て審議会にあげていく予定です。

平成25年度において検討いただきたい内容といたしましては、放課後子ども教室と学童クラブの今後のあり方をあげさせていただいております。また、子ども・子育て審議会の議論が進行していくなかで、放課後子どもプラン検討協議会の中で深く検討してほしいという要望が出てきましたら、そちらについても検討していただきたいと考えております。

(委員)

会議としては年間何回予定されておりますか。

(事務局)

今回を含めて、年間3回を予定しております。

(委員)

今回の会議の資料については、放課後子ども教室に関する資料は揃っていますが、学童クラブに関する資料がほとんどありません。先ほどの話ですと、平成26年1月や3月までに学童クラブに関する資料が出てくるということですが、年3回の会議で間に合うか不安です。まずは、何が問題なのかを知っておかないと、意見が平行線になりかねないのではないのでしょうか。放課後子ども教室が抱えている問題はこういふことで、その問題を踏まえて放課後子ども教室と学童クラブと連携させるにはどうしたらいいかということが示されて初めて議論に移れると思うのですが、そのための資料が今回揃っていないように感じます。

また、先ほど事務局から説明がありました放課後子ども教室の課題に関しては、自分の小学校の様子を考えると非常に正しいと感じます。各学校の現状を把握したうえで、保護者や外部団体の意見を読み取ることができます。少し補足させていただきますと、資料3では両事業の登録人数が記載されていますが、放課後子ども教室と学童クラブの登録人数では重みが違います。学童クラブは本当に保護者が必要として登録しているのに対し、放課後子ども教室は一応登録しておこうかという保護者の方が多く、いざという時に子どもを参加させることも多々あるのが現状です。保護者会など保護者が学校に行かなければならないという時には、普段10名程度しかいない教室にいきなり100名以上の子どもが参加するということは本当の話です。特に雨の日の場合に1つの教室に100名以上が集まるということは、自分の学校でも実際起こっていることで、100名程度の子どもをスタッフ3名で面倒を見ていますが、事故が起きていないことは不思議なくらいで、現場のスタッフはとても気にしています。

放課後子ども教室においては、登録人数に対して、実際に参加する子どもの人数は極端に少なくなっておりますが、若松小学校については、まだ多いように思えます。実際に自分も見に行っていますが、少ない学校では1日2～3名の参加の日もあります。教室の運営方法も学校ごとにお任せしており、細かい取り決めがなく、子ども達の見守り方については、団体に任せているのが現状となっております。また、放課後子ども教室への親の関わり方と、学童クラブへの親の関わり方については、同じ親の意見が資料として出てきても、アンケートの内容では学童クラブのものはかなり意見として重いものになってくると思います。その両者の意見をどのように調整していくか、意

見を統一して連携を持たせていくかに関して検討する場合、自分は放課後子ども教室側からの立場としての意見になってしまうと思いますが、逆に学童クラブとしての立場や、両方に携わっていない立場の方の意見は、自分とはとも興味があります。

また、横浜市のように時間軸が縦のものがあり、アンケートなどで親の意見として1日預けたいなど時間的な要望も色々でておりますが、そこを解決していくには、両事業の連携の話し合いをしていくことになると思います。自分も学童クラブの現状が分からないので、意見が偏ってしまうと思いますので、まずはその資料をいただきたいと思います。

まずはどこまでの話し合いをするのか、そこを決めないとせっかく出た意見も無駄になってしまいます。

(事務局)

今回学童クラブに関する資料がほとんどない状況になっておりましたので、次回会議もしくはそれまでに詳細の資料を用意して、皆さまに周知させていただきたいと思います。

(会長)

私も4人の子どもの学童クラブに通わせていました。参考資料の横浜市の例がありますが、府中市の形態から急にこのような形にできるものではないと思います。自分も実際に見に行きましたが、横浜市の場合は、地域の方がとても多く参画していて、コーディネーターのような形で学校に大分入っている状況でした。府中市においても、現在学校ごとに差はありますが、地域の方が学校に協力して色んなことをやっておりますので、今後、府中市としての方針を検討していかなければならないと思います。

また、学校施設に関しては教育委員会総務課、事業の中身に関しては子ども家庭部児童青少年課というように管轄が違うという所もネックになっていきます。若松小学校でも大きな道路を挟んで学童クラブが設置されており、学校の敷地内には無い状況です。今の学童クラブで6年生まで受け入れることはとても難しい話で、そうした場合、学童クラブの増築や学校施設の活用も1つの案ではあると思います。

今後多様な意見を頂いて、府中市はどのように取り組んでいくかについて、最終的には両事業が一緒になるというような形になる可能性もありますが、学童クラブは素晴らしい組織であり、大切に残していかなければいけない所もあると思います。安全で安心して預けられる場所があることはありがたいことなので、今後第2回、第3回の際には、その辺も考えながら、委員の皆

様には多様な意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ウ 放課後子ども教室実行委員会について

(事務局)

資料10をご覧ください。

放課後子ども教室実行委員会は、平成20年度より、府中市の全市立小学校で設置されており、コミュニティ協議会、青少年委員、民生委員・児童委員、自治会、PTA、青少年対策地区委員会、ジュニアスポーツ団体、学童クラブ父母会、小学校等により選出された委員で構成されています。

実行委員会では、放課後子ども教室事業本来の趣旨であります、地域の方々の事業への参画を推進し、地域で健やかな子どもを育む環境を充実させることを目的としております。

具体的な役割といたしまして、日々の子どもたちの居場所づくりについての意見の提供、イベントの企画・運営、選出団体の委員や児童に対するイベントや事業への参画の推進などをしていただいております。

こちらの内容につきまして、府中市からの委託金10万円の中での実施をお願いしております。

なお、平成25年度から変更点が2点ございますので、ご報告させていただきます。

まず、放課後子ども教室実行委員会の委託契約先について、従来実行委員会の委員長としていましたが、放課後子ども教室事業の受託団体と契約いたします。また、実行委員会に係る庶務及び会計を受託団体が担当いたします。

変更の目的といたしましては、実行委員会が主催するイベントを日常の放課後子ども教室事業と密接に連携させるため及び、報告書作成や会計作業など、実行委員会の負担を軽減するため、変更させていただきました。以上です。

(委員)

実行委員会に関する委託料が受託団体に支払われることになるということですが、委託料の使い方や流れはどのようになっていますか。

(委員)

実行委員会の委託料については、実行委員会の中で、受託団体には会計を主に担っていただくことにしております。その背景といたしまして、今まで実行委員会において、受託団体と地域の皆さんが別々となっていたところがありました。そこを一体となって子ども達のために力を合わせて盛り上げ

ていただくという形にするため、各校にお願いしてきました。

その中で、受託団体が担当する会計に対して地域の方に監査をしていただいたりするなど、地域の方と受託団体に結束していただいて、イベント等を盛り上げていただきたいと考えております。また、実行委員会のイベントが日頃の放課後子ども教室に反映できるように、より発展的な形となるようにお願いしております。

(副会長)

例えば、極端な話ですが、学校によっては、やる気がない実行委員会と、委託料をもらったけどなるべく使いたくないというような受託団体が結束してしまった場合、会議費で10万円使用してしまうことが起こる可能性はあるのでしょうか。

(委員)

それは起こりえません。委託料の10万円については、実行委員会の中で地域の皆さんと受託団体での協議のもと使用していただき、最終的に事務局に報告書をいただきます。おかしい箇所はその際に指摘できます。各学校回って感じることは、皆さん非常に熱心であり、意識はとても高いと感じております。

(委員)

受託団体が実行委員会の委託料に関してきちんと報告し、お金の流れがはっきりしているのであれば問題ないのではないのでしょうか。

(委員)

放課後子ども教室実行委員会の立ち上げ当初ですが、まず実行委員会の組織自体が何を考える組織なのか、そこから学校によりばらばらでした。私たちは委員として何について話し合えばいいのかと事務局に投げかけましたが、まずはイベントを考えてくださいということで、実行委員会が立ちあがりました。

先ほど、NPO 法人と実行委員会がばらばらであるという話にもありましたように、学校ごとで足並みが揃っていなかったのに、今回突然、受託団体が実行委員会の事務局をやることになったので、受託団体がやりやすいようになってしまうことが懸念されて、現在もかなりくすぶっている状況です。自分の学校では、実行委員会と受託団体との話合いがとれていますが、突然実行委員会の事務局が受託団体になるということは、裏に何かあるのではないかと

と懸念している学校も出てきています。たしかに10万円の使い道をどこでどう話し合っ、どう使ったということをどこで管理していくかについて、学校によってばらつきがあるのが現状です。基本的には、受託団体が委託料を管理していますが、実行委員会の委員に全てチェックしてもらい、予算の使い方について実行委員会の了承があるという形になっていると思います。

(委員)

民間企業はなるべく少ない予算で事業を行いますが、実行委員会の委託料10万円は企業のものとは違い、結果は分からないが使わなければいけないお金となっています。大きなお金が動いていることを認識して、それに携わる方々がそれに応えていけるように取り組めるようにしてほしいです。

(委員)

南町小学校では、最初に受託団体に委託料が入るような話があったときは、理解が難しく感じましたが、現在は、今までとさほど変わらない状況で、子ども達のために楽しいイベントを企画しています。予算的にも、実行委員会の中で細かい部分も話合っ、できています。受託団体とも上手く連携できているのではないかと思います。

(会長)

今回は全部で3箇所の実行委員会の方が出席していますが、たしかに学校によって取り組み方が違うという現状があるようですね。現状の話についてですが、学校ごとのイベント一覧の資料があると思うので、参考資料でも構わないので、次回資料としていただければと思います。

(事務局)

次回資料として用意します。

(委員)

各校のイベント一覧を見たことがありますが、学校によっては、年間20回程度行うところもあり、すごいなと感じました。そういう学校は、受託団体からもイベントの提案をしているところのようです。

(7) その他

(委員)

今後2回目、3回目の会議を行っていくと思いますが、その都度の会議の

目的と方向性についてしっかり整理していただき、資料として用意してもらえればと思います。

(事務局)

色々と話が混ざってしまい、申し訳ありませんでした。今後につきましては、事務局で論点を整理して、また、学童クラブの資料についても検討させていただいて、皆様にお示しできればと思います。

今までの経緯から申し上げますと、この放課後子どもプラン検討協議会は、放課後子ども教室が立ちあがる際にできたもので、学童クラブはその前からあるしっかりした制度となっており、放課後子ども教室の方向性について模索していたことも関係し、放課後子どもプラン検討協議会における議論の重点が放課後子ども教室にありました。しかしながら、今後につきましては、子ども・子育て支援新制度の導入によって、学童クラブと放課後子ども教室のあり方が非常に重要になりますので、そこを論点として検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

放課後子どもプラン検討協議会にご出席いただいた委員の皆様には、小額ではございますが、謝礼のご用意がございます。お手数ですが、お手元にごございます委任状をご記入いただき、返信用封筒にて、事務局までご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、今後の会議開催予定でございますが、1月・3月と、今年度中に、全部で3回開催したいと考えております。また、会議の時間帯ですが、今回と同じ時間帯で開催させていただければと考えております。

(会長)

それでは、これで閉会とさせていただきますので、田代副会長、閉会のあいさつをお願いいたします。

(副会長)

論点がたくさんあり、時間が少ない中ではございますが、皆様にまたご協力いただければと思います。これで第1回府中市放課後子どもプラン検討協議会を終了といたします。ありがとうございました。